海士町断熱DIY促進支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、町内の住宅等の断熱化を促進することを目的に、建物所有者や入居者等が自ら建物断熱化への取り組む場合、これらに係る費用の一部を海士町断熱DIY促進支援事業補助金（以下「補助金」という。）として交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

断熱DIY　建物所有者や入居者が外部へ工事や委託を行うことなく、自分自身で断熱改修を行うことをいう。

（補助対象者等）

第３条　補助金の交付の対象となるものは、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

（１）町内に住所を有する者

（２）断熱DIYを実施する者

（３）町税等の滞納がない者

２　前項の規定にかかわらず、同一の世帯において本事業を申請できるのは１年度中に1度までとする。

（補助対象経費）

第４条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号の要件をすべて満たす経費とする。

（１）断熱DIYにかかる材料費等

（２）DIYを実施するための諸道具以外のもの

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の５分の３に相当する額（１,０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、上限は３０，０００円を限度とする。

２　前項の規定にかかわらず、断熱DIYの材料等を島前地域の販売店から調達したものに関しては、補助対象経費５分の４に相当する額（１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

３　補助対象経費の２分の１以上に相当する額を島前地域の販売店から調達した場合は、第1項の規定にかかわらず、補助金額の上限は４０，０００円を限度する。

（補助金の交付申請等）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記様式第１号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

　（１）断熱DIYを実施する内容がわかる資料

　（２）補助対象経費として購入する材料等の資料

　（３）補助対象経費を集計した一覧表

　（４）その他町長が必要と認める書類

２　町長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定し、補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第２号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知する。

３　前項の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請の内容を変更しようとするとき又は事業の中止しようとするときは、交付申請変更等承認申請書（別記様式第３号）に交付決定通知書の写しを添付して、町長に提出しなければならない。

４　町長は前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、当該申請を承認するかどうかを決定し、補助金変更承認（不承認）通知書（別記様式第４号）により交付決定者に通知する。

５　町長は、第２項の規定による補助金の交付決定及び前項の規定による申請内容の変更の承認について条件を付けることができる。

（実績報告書）

第７条　交付決定者は、事業が完了したときは、速やかに実績報告書（別記様式第５号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

（１）断熱DIYを実施した箇所の写真

　（２）補助対象経費にかかる領収書の写し

（３）補助対象経費を集計した一覧表

　（４）その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第８条　町長は、前条に規定する書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第９条　町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

　（１）交付決定者がこの要綱の規定に違反したとき。

　（２）交付決定者が偽りその他不正の行為により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。

　（３）前2号に掲げる場合のほか、町長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附　則

　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

　年　月　日

海士町長　様

住所

氏名　　　　　　　印

電話番号

　　　年度海士町断熱DIY促進支援事業補助金交付申請書

　　年度において、海士町断熱DIY促進支援事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

　なお、補助金の交付決定に際して町税等の納付状況について調査することに同意します。

記

１　事業をおこなう建物の住所

２　建物所有者名

３　補助金対象額　　　　　　　　　　　　　　　円

補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　　円

４　事業開始・完了予定　　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

５　添付書類

　（１）断熱DIYを実施する内容がわかる資料

　（２）補助対象経費として購入する材料等の資料

　（３）補助対象経費を集計した一覧表

　（４）その他町長が必要と認める書類

様式第２号（第６条２項関係）

指令海　第　号

年　月　日

　　　　　　様

海士町長　　　　　　印

　　　年度海士町断熱DIY促進支援事業補助金交付決定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のありました海士町断熱DIY促進支援事業補助金の交付については、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

１　補助金交付決定額　　　　　　　　　　円

|  |
| --- |
| 交付条件等  （１）　補助金は、その目的以外に使用しないこと。  （２）　補助事業等の計画変更または中止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けること。  （３）　補助事業等が予定期間内に完了しないとき、または当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに町長に報告してその指示を受けること。  （４）　海士町補助金等交付規則（昭和４１年海士町規則第１２号）及び海士町断熱DIY促進支援事業補助金交付要綱の規定を遵守すること |

様式第３号（第６条３項関係）

年　月　日

海士町長　　様

住所

氏名　　　　　印

電話番号

　　　年度海士町断熱DIY促進支援事業補助金変更承認申請書

　　年　　月　　日付け指令　第　号をもって交付決定のあった海士町断熱DIY促進支援事業補助金について、申請内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

１　変更の種類　　：　　　変更　・　中止

２　変更内容　　　：

３　変更・中止理由：

様式第４号（第６条第４項関係）

指令海　第　号

年月日

　　様

海士町長

　　　年度海士町断熱DIY促進支援事業補助金変更承認（不承認）通知書

　　年　　月　　日付けで申請にありました海士町断熱DIY促進支援事業補助金の変更申請については、下記のとおり承認（不承認）しましたので通知します。

記

１　変更の種類　　　：　　　変更　・　中止

２　変更内容　　　　：

３　変更交付決定額　：　　　　　　　　　　　円

様式第５号（第７条関係）

年　　月　　日

海士町長　様

住所

氏名　　　　　印

電話番号

　　　年度海士町断熱DIY促進支援事業補助金実績報告書

　年　月　日付け指令　第　号をもって交付決定通知のあった海士町断熱DIY促進支援事業補助金の実績について下記のとおり報告します。

記

１　事業を実施した建物の住所

２　補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　　　円

補助金実績額　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　事業開始・完了日　　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

４　添付書類

　（１）断熱DIYを実施した箇所の写真

　（２）補助対象経費にかかる領収書の写し

　（３）補助対象経費を集計した一覧表

　（４）その他町長が必要と認める書類